

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の仕様書、図面及び当該契約に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令（地方公共団体の条例等を含む。以下同じ。）を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする一般業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 前項の設計図書に明示されていないものがある場合には、委託者及び受託者が協議して定める。ただし、軽微なものについては、委託者の指示に従うものとする。
- 3 受託者は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間において、設計図書により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、設計図書に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、委託者は、履行が完了した部分に係る業務委託料を支払う。
- 4 業務方法その他業務を履行するための方法（以下「履行方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、業務を完了（目的物の引渡しを含む。以下同じ。）するために必要な一切の手段は、受託者がその責任において定める。
- 5 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 6 この契約に定める催告、請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して委託者及び受託者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して委託者及び受託者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この約款及び設計図書における期間の定めについては、この約款又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、委託者の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 13 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 14 受託者が、法人又は組合の代表者名義をもって契約している場合において、その代表者に変更があったときは、速やかにその名義変更に係る登記事項証明書その他のこれを証する書面を添えて、その旨を委託者に届け出なければならない。

(関連業務の調整)

第2条 委託者は、受託者の履行する業務及び委託者の発注に係る第三者の履行する他の業務等が履行上密接に関連する場合において必要があるときは、その履行につき調整を行うものとする。この場合において、受託者は、委託者の調整に従い、第三者の行う業務等の円滑な履行に協力しなければならない。

(契約の保証)

第2条の2 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、それを証する書面を提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保証金額（第6項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 4 受託者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第27条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利の譲渡等)

第3条 受託者は、書面による委託者の承諾を得ないで、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ書面による委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第4条 受託者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一般的損害等)

第5条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受託者がその費用を負担するものとする。ただし、当該損害のうち、委託者の責に帰すべき理由により生じたものは、委託者が負担する。

（管理技術者等）

第6条 委託者が設計図書により管理技術者及び関係法令の規定による技術者（以下「管理技術者等」という。）を求めたとき又は自ら受託者が管理技術者等を定める必要があるときは、管理技術者等の届を委託者に提出しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。この場合において、委託者が必要と認めるときは、受託者に対して管理技術者等の選任について報告を求めることができる。

2 管理技術者等は、業務の円滑な管理運営に努め、現場を総括する。

（履行報告）

第7条 委託者は、必要と認めるときは、管理技術者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

（契約内容の変更等）

第8条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により業務委託料及び履行期限を変更する必要があるときは、委託者受託者協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更）

第8条の2 特別な要因により、履行期間内に日本国内において賃金水準、物価水準又は主要な材料の価格に著しい変動を生じ、業務委託料が不適當となったときは、委託者又は受託者は、業務委託料の変更を請求することができる。

2 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不適當となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、業務委託料の変更額については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。

4 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項又は第2項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（天災その他不可抗力による契約内容の変更等）

第9条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適當と認められるに至ったときは、その実情に応じ、委託者又は受託者は、相手方と協議の上、業務委託料その他の契約内容を変更することができる。

（契約保証金の変更等）

第10条 前3条の規定により契約内容を変更する場合において、業務委託料が増額するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。ただし、委託者が契約保証金

の納付を免除していた場合で、当該契約内容の変更に伴っても契約保証金の納付が必要ないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、委託者は、その差額を納入させる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、受託者は、更に納入を要しない。

(1) 既納保証金が、変更後の業務委託料の 100 分の 10 以上あるとき。

(2) 検査に合格した履行部分がある場合において、既納保証金が、変更後の業務委託料から検査に合格した履行部分に対する業務委託料相当額を控除した額の 100 分の 10 以上あるとき。

3 委託者は、受託者が契約の履行を全て完了し、第 16 条の規定により業務委託料を請求したとき又は第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条若しくは第 23 条の規定により契約を解除されたときは、受託者の請求に基づき、30 日以内に契約保証金を返還する。

4 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

(検査)

第 11 条 受託者は、設計図書により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、直ちに、委託者に対して完了届（完了報告書等を含む。以下「完了届」という。）を提出して検査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務の履行に係る完了届の提出については、当月分の完了届をまとめて月 1 回提出することを指示することができる。

3 委託者は、完了届けを受理したときは、その日から 10 日以内に、提出された成果品について検査を実施し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。

4 受託者は、第 2 項の指示を受けたときは、当月分の完了届を委託者に提出するとともに、必要に応じて、業務を履行した旨を記載した業務履行日誌等を委託者に提示して検査を受けなければならない。

5 受託者は、あらかじめ指定された日時において、第 1 項の検査に立ち会わなければならない。

6 受託者は、第 1 項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

7 受託者は、第 1 項の検査に合格したときをもって、当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

(再履行)

第 12 条 委託者は、受託者が前条第 1 項の検査に合格しないときは、期限を定めて再履行を命ずることができる。

2 受託者は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、委託者に届け出て、その検査を受けなければならない。

3 前条第 3 項から第 7 項までの規定は、前項の検査に準用する。

(委託者の代位執行)

第 13 条 受託者が再履行に応じないときその他この契約から生ずる義務を履行しないときは、委託者は、受託者の負担でこれを執行することができる。この場合において、委託者の執行により受託者に損害が生じても、委託者は、その責を負わない。

(指定期日の延期等)

第 14 条 受託者は、設計図書により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に委託者に対して指定期日の延期を申し出なければならない。

2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受託者の責に帰することができないものであるときは、委託者は、指定期日の延期を認めることができる。

(遅延違約金)

第 15 条 受託者の責に帰すべき理由により、設計図書により指示された業務を履行期限までに終了することができない場合において、履行期限経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、委託者は、受託者から遅延違約金を徴収して指定期日を延期することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、履行期限の翌日から委託業務を終了した日までの日数に応じ、業務委託料に、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その数額又は全額を切り捨てる。）とする。

3 第 12 条第 1 項に規定する再履行が、同項で指定した期限を超えるときは、受託者は、前項の規定により違約金を納付するものとする。

4 前 2 項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(業務委託料の支払)

第 16 条 受託者は、第 11 条又は第 12 条の規定による検査に合格したときは、書面により業務委託料の支払を請求することができる。

2 業務委託料の支払は完了払いとする。

3 委託者は、受託者から第 1 項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

4 委託者は、前項の期間内に業務委託料を支払わないときは、受託者に対し、業務委託料に、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その数額又は全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

(談合その他の不正行為による解除)

第 17 条 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会により、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあつては、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）が確定したとき。

(2) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）において、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、受託者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期限までに支払わなければならない。当該契約を履行した後も同様とする。

（委託者の任意解除権）

第18条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第20条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（委託者の催告による解除権）

第19条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第29条の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第20条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第3条の規定に違反して業務委託債権を譲渡したとき。

(2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(8) 第22条又は第23条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 21 条 第 19 条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第 22 条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第 23 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 8 条の規定により業務の内容を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 8 条の規定による業務の中止期間が契約期間の 10 分の 5（契約期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の内容の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務の内容が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 24 条 第 22 条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（長期継続契約の解除）

第 25 条 委託者又は受託者は、長期継続契約について、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約を解除しようとする日が履行期間の2分の1を経過し、かつ、当該日の4月前までに解除を申し出たとき。

(2) この契約に係る歳入歳出予算の額に減額又は削減があったとき。

2 委託者又は受託者は、前項の規定により契約が解除された場合においては、当該解除に伴う損害の賠償はできない。

(契約解除に伴う措置)

第26条 契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、受託者と協議の上、当該部分を委託者の所有とすることができるものとし、委託者は当該履行完了部分に対する業務委託料を支払うものとする。

2 受託者は、契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等があるときは、遅滞なく委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えて損害を賠償しなければならない。

3 契約が解除された場合において、履行場所等に受託者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、受託者は遅滞なく当該物件を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所に搬出することをいう。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して委託者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を処分せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、委託者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 第2項及び第3項に規定する受託者の採るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第19条又は第20条の規定によるときは委託者が定め、第18条、第22条又は第23条の規定によるときは委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

第27条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 成果物の引渡し前に、受託者その債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能になったとき。

2 次の各号のいずれかに該当するとき、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第19条又は第20条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果物の引渡し前に、受託者その債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能になったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項第 2 号の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）

6 第 2 項の場合（第 20 条第 7 号及び第 9 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 2 条の 2 の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金にあてることができる。

（受託者の損害賠償請求等）

第 28 条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 22 条又は第 23 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 16 条第 3 項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任）

第 29 条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は履行の追完を請求することができない。

（契約不適合責任期間等）

第 30 条 委託者は引き渡された成果物に関し、引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、委託者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受託者は、その責任を負わない。ただし、

当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。
- 5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 委託者は、成果物の引渡し後の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された成果物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（個人情報の保護）

第31条 受託者は、契約の履行にあたって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

（その他）

第32条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて、委託者及び受託者が協議して定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。